



さいたま市介護支援専門員協会
ロゴマーク

STARTS NEW

Vol.62

2022 年秋号

会長挨拶

宮本 好彦 (三恵苑在宅介護支援センター)

今年度の会長職に就任いたしました。関係各所の方々には当協会活動へのご協力とご指導を賜りますよう、引き続きよろしくお願い申し上げます。

感染症蔓延に伴う集合型研修の制

約に際して、発生年度の一昨年からオンライン形式の研修活動を展開し、昨年度も年間計画通りの活動を実行してまいりました。今年度の通常総会及び第一回全体研修会は、清水市長及び新井介護保険サービス事業者連絡協議会代表幹事のご列席もたまたわって3年ぶりの会場開催(オンラインと併用)ができ、実際に皆さまのお顔を拝してのスタートは何よりのモチベーションとなりました。

ご承知のとおり高齢化率は上昇の一途で、さいたま市は2040年には後期高齢者が18%に達する見込みです。そんな中、ケアマネジャーのなり手は近年減少の実感があります。

す。制度開始早々からの介護支援専門員は定年期となり、新規なり候補のキャリアのある福祉・医療職(特に介護職者)は、処遇改善加算も含めた各種手当を合わせると介護支援専門員より給与が上位になっていることが一因と思われます。また、昨今のような生活課題が多様・複雑化してきた中のケアマネジメントは、いま就いている仕事とは職務が明らかに相違していることが改めて認知されてきたからかとも考えます。

このような情勢下ケアマネ法定研修カリキュラムが見直されており、その課程中「他他制度の活用」がクローズアップされています。障害、虐待、生活困窮に関する法律を想定し、ヤングケアラーや仕事と介護の両立支援が含まれています。いわば



「家族支援」までマネジメント上に挙がってきたとなれば、要介護認定された対象者本人へのケアマネジメントに基づいた私たちへの介護報酬とは別枠です。そのあたりの法整備の監視も大事ですが、利用者の世帯で起き得るこれらの課題について対応できるネットワークとチーム構

成力は私たちが備えるべき能力となります。具体的には、家族を含めた多様な利用者に対応できる多職種とのつながりとコミュニケーション力のさらなる強化です。居宅介護支援費の自己負担化が現実となった時、利用者を選んでもらえるケアマネジャーと

自ら発信できるよう、本会での活動と仲間をこれまで以上に活用しこれらの能力向上に励まれるよう祈念いたします。

さいたま市介護支援専門員協会

「令和4年度 通常総会」

開催日時 令和4年5月21日（土）13時45分～14時50分

開催場所 さいたま共済会館 601号室（第1ホール）

5月21日（土）さいたま市共済会館において「令和4年度さいたま市介護支援専門員協会通常総会」が開催された。

現在の会員総数は、212名、今年度の通常総会は、出席者と委任状を含め159名で、会則第20条第1項の会員過半数の同意を満たしており、総会は成立した。

来賓には、さいたま市長 清水勇人様をはじめ、行政から多数のご出席をいただき、関係諸団体より、さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会代表幹事 新井優様にご出席をいただきました。

また、清水市長より、ご祝辞をいただきました。さいたま市は、昨年誕生から20年を迎え、成人として歩み始めたところです。本市はさらに個性や強みに磨きをかけ誰一人取り残さず、誰もが住みやすく、持続可能な地域社会を創造し

都市としての成熟を深めていくステージを迎えています。

誰一人取り残さない包括的な支援について、さらなる充実を図り、4月には身近な場所で、子育て全般に関する相談や児童等への必要な支援を実施する「子供家庭総合支援拠点」を開設、6月には福祉の相談窓口として、生活にお困りの方や福祉の様々な課題を抱えた方等の相談を包括的に受け止め、相談内容に応じた必要な支援のコーディネートを行う「福祉まるごと相談窓口」を10区すべてに開設し、包括的な相談体制を強化していきます。

また介護等が必要な家族の方々をケアするいわゆるケアラー、ヤングケアラーを社会全体で支えるため、福祉、介護、医療、教育等様々な分野が連携して対応していくことが求められています。本市ホームページでは相談窓口や支援メニューの一体的な情報発信を行っており、な



お一層、ケアラー、ヤングケアラーに対する社会的認知度や理解の向上を図るとともに引き続き、実態把握に努め支援策のさらなる充実を図ります。

「介護を取り巻く課題が複雑、多様化する中、本市が目指す市民一人一人が幸せを実感できる絆で結ばれたさいたま市、誰もが住んでいることを誇りに思えるさいたま市の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、引き続き介護支援専門員の皆様のご協力をお願い申し上げます」と述べられました。

議事の進行は、宮本会長が議長となり、以下の3議案について審議を行った。

議案第1号 令和3年度事業報告・収支決算報告

議案第2号 令和4年度役員選出

議案第3号 令和4年度事業計画・収支予算

上程された3議案は、滞りなく承認可決し、会長には、宮本好彦氏が前年度に引き続き選任された。

さいたま市介護支援専門員協会「ロゴマーク」(広報誌表紙に掲載)は、さいたま市各区の十色を使用し、「人が支え合い、皆で力を合わせ色とりどりの花を咲かせよう」「ネットワークの和」の意味を込めている。思いを確かめ合い令和4年度の幕が開けた。

令和4年度 第1回全体研修会

「綾太郎のいと、をかし。問答会」

講師 あらい 太郎 氏

村田 綾 氏

開催日時 令和4年5月21日(土) 15時00分～16時45分

開催方法 会場とZOOMによるハイブリット方式

開催場所 さいたま共済会館 601号室(第1ホール)

令和4年第1回目の全体研修会は、ZOOMでのオンラインと会場参加のハイブリット形式にて、さいたま市観光大使のあらい太郎氏と村田綾氏をお招きし、「綾太郎のいと、をかし。問答会」と題して、ご講演をいただいた。

あらい氏は旧大宮市で生まれ育ち、漫画家として共同通信社にて世相漫画を、埼玉新聞では毎週日曜に四コマ漫画連載中。イラストレーター、似顔絵師、絵本作家等で活躍。埼玉のFMラジオ局NACK5の朝番組のパーソナリティを務め、さいたま市北区のご当地キャラぼんサイくんのデザイン等、多岐にわたる分野でご活躍中。村田氏もさいたま市で生まれ育ち、女優・タレントとして映画やCMで幅広く活躍され、レポーターや司会業で埼玉の魅力を発信されている。埼玉県ちいきデビューひっぱりガールズリーダー、埼玉県防犯スペシャルサポーター、埼玉県での結婚を誠実に希望する独身男女に、出会いの機会を提供する埼玉県の公的な結婚支援サービス、恋たまサポートセンターの恋たまキューピット等、埼玉をサポートする活動等多岐にわたりご活躍中。あらい氏・村田

氏お二人でさいたま観光大使ユニット「綾太郎」を結成、埼玉ご当地ソングCD「浦和大宮セレナーデ」を発売、埼玉のイベントや企業を盛り上げる活動を行っている。直接介護に携わることが少ないお二人から見た介護の世界、ケアマネの世界を「宮本会長とのトークショー」「当会員からの質問への問答会」の二部構成で行った。

まずは、宮本会長とのトークショー。会長から「観光大使はどんな仕事が多いんですか?」という質問から始まった。

あらい氏「今、コロナ禍でイベントが少ないから、仕事少ないですね。お声掛けいただければ、なんでもやりますよ」

会長「介護に関わりはありますか?」
あらい氏「82歳の母親が週2回デイサービスに通っていて、すっかりした顔になって帰ってくる。スタッフさんを慮ると、申し訳ない気持ちになる。ケアマネさん達との対応は妻に任せられているので、直接の関わりはないかな」

村田氏「姉夫妻が社会福祉事業団に勤務していたので、介護の話聞いていた。介護と医療・

福祉の交流会のイベントの司会をしたことがあり、飲み会にも参加してお話をきかせていた。いたことがある。研修会前の会長の挨拶の中で、介護職のみならず、ケアマネの若い志願者が少なくなっているという話を聞いて、ケアマネさんがどんな仕事をしているのか等を知る場所が少ないのかなと思う」

会長「ケアマネは実際に直接介護をする人ではなく、要介護認定を受けるための手続き代行とか、困りごとを本人・家族からお話を聞いて解決するために一緒に考え、介護サービスを受けるまでの手配や費用がいくらかかるかを説明



したり、毎月体調やサービスが上手く回っているか等を確認したり等」

あらい氏「縁の下の力持ち的な大事な仕事ですね。何でそういう仕事をしたいと思ったのかを知りたい。世間の人はケアマネって知らない人が多いかもしれない。身内の人が関わってやるとわかる。こういう仕事があつて、介護の世界は成り立っていることを世間の人もわかった方がいいと思う」

村田氏「例えば急におじいちゃんやおばあちゃんが倒れた、どうしようという時のために、事前情報として知っていた方が良いと思う。そういう時は区役所で教えてもらえるのかな？」

あらい氏「さいたま市が子育ても含めて、福祉の充実した街であつてほしい。私たちもアプリに協力できます。漫画というツールを使って広めることもできるね」

村田氏「以前、ケアマネさん達と交流の場があつてお話した時に、ほんとみんな優しくかつあらい氏「やさしい人は付け込まれちゃうけど、強く言わなきゃならない時もあるから大変そう」

村田氏「そんな皆さんに、今日は元気になつて貰いたいなと思つています」と第二部の会員からの質問コーナーに入り、村田氏が質問を読み上げ、あらい氏と一緒に答えていく問答形式で展開した。

質問①「今の仕事をしようと思つたのはなぜですか？」

あらい氏「デザインの学校を卒業して広告代

理店に入り、独立して好きなことをやってきた。結婚して、子供ができて、さあどうしよう・と思つていたら、いろいろな人のご縁でケーブルテレビの仕事、ラジオの仕事に繋がった。僕は人見知りだけど、人と会うことを拒まずに、人との出逢いを大事に動いてきた。人と関わって行くことが大事だと思う」

村田氏「小学校の頃、モーニング娘が好きで、芸能界に憧れて、高校生の時に事務所に応募して15歳から仕事を始めた。この職業しかもうできないだろうと思ひ今も続けている。ケアマネさんは勉強しないとされない仕事だから、どうしてケアマネの仕事をやろうと思つたのか知りたい」

あらい氏「世の為、人の為になりたいと思つたからなのかな？人がやりたがらないことをすすんでやるのはすごい事。良い仕事ですね」

質問②「仕事のモチベーションを上げるための朝活、夜活を教えてください」

村田氏「夜寝る前に、同業者のブログや動画投稿サイトを見まくる。情報収集して、自分の活動の発想の転換ができるようにしています」

あらい氏「朝早いラジオ番組なので、寝ることも仕事だと思つて下さいと言われており、夜活は無し。2時40分に起床、3時45分にスタジオ入、原稿チェックや各社の新聞に目を通してスタッフと打ち合わせ。6時から本番開始、3時間しゃべっています」

す。そのあとは誰とも話さずに、黙々と漫画を描いたり、ポンポン版画の作品を作ったり。娘が帰ってくれば、お父さんをやってる時間もあり、ずっと同じことをやっていないから続いているのかなと思う」

質問③ 質問「興味のあることはありますか？」

村田氏「仕事が大好きで仕事をしている時が一番楽しい。コロナになってから、たくさんの人と触れ合えるコミュニケーションを取れる時間がありがたく思えて、一番好きかな。」

あらい氏「コロナ禍になって、マスクしているから、スタッフが新しくなっても誰なのかもわかんないよね。ほくは、与えられたものは絶対嫌とは言わない。人が喜ぶことならね。ラジオのパーソナリティも最初は辛かったけど、お金払ってでも出たい人がいるってことは、何かしらの魅力があると思つて、半年はやってみよう。放送中は話し相手がいない中、一人で話していると思つていたけど、だんだんラジオネームを覚えていただき、励まされたり、コミュニケーションが取れているとわかってきてから楽しくなった」

質問④ 「コロナ禍が明けたら一番したいことは何ですか？」

あらい氏「どんちゃん騒ぎ！」「予防しながら会食しても良くなったけど、ラジオで感染状況や、感染に注意してくださいと話しているから、なかなかできない」

村田氏「介護職の方たちは私たちより気を付けているから、早く明けるといいですよ」

質問⑤ 「人と多く会うご職業ですが、人と会う

ときに気を付けていることはありますか？」

あらい氏「愛想をよくすること。知らない人でも、相手は自分のことを知っていることが多いので、自分から明るく『どーも！』と笑顔で挨拶している。笑顔は大事ですね」

村田氏「頷くという動作を大事にしています。マスクをしていると、笑つてるとか表情が伝わりにくいから、身体の動きで、『聴いていますよ』ということ伝えるようにしています」

質問⑥ 「仕事を辞めようと思つた時、どう発想をプラスに変えていますか？」

あらい氏「辞めようと考えたことはなくて、あと少しだけ続けてみようと思うようにしてる。歯を食いしばって頑張る時代ではなくなったけど、辛いから辞めるといふことはしない方がいいと思う。辛いことばかりではなく、自分の役に立つことや魅力が絶対あるはずだから。」

村田氏「私は初心に帰ることが大事かな。これまで、人生の節目等で『この仕事、収入安定しないしなあ・』と思うこともあったけど、昔のビデオを見たりして、小学校の時に憧れていた気持ちや当時の思いを振り返り、『もう一回やってみよう！』と思つたりしています」

質問⑦ 「クレームやクレームをどう受け止めていますか？」

あらい氏「謝るつてすぐテクニクがいるし、理不尽。クレーム手当があるといいのね。ほくもSNSでいろいろ言われたりするけど、直に言ってくれば言い返せるのに、それができない。クレームに対しては対等であつていいと思う。たった一人のクレームから、人が多く

集まるイベントが中止になった経験がある。クレームをスーツと謝れる人はすごいなあと思う」

村田氏「クレームをもらったなら、その話を別の場所で面白可笑しく話してやろう！と。その話をして、盛り上がったなら、それでストレスが晴れます。家族の愚痴も楽しい話に替えられたら自分も楽しくなれる。クレームがあつたら、笑いに換えられるといいですね」

あらい氏「誹謗中傷やクレームを言っている人だけのことを考えがちだけど、違う考えの人や、自分の考えを判ってくれる人も他にいるから、一人だけの意見に捉われないようにしたら良いと思います」

質問⑧ 「会合等で初対面だと思つていた人が、自分の事を知つていて恥ずかしく、怖いと思うようになり、会合等に行けなくなつてしまった。人の顔の覚え方を教えてください」

村田氏「前から知っている同じ苗字の人を頭に浮かべて、関連付けて覚えるようにしています」

あらい氏「似顔絵を描く時の顔の特徴を掴む時と同じかなあ。鼻が大きい、眉毛が濃い等をいただいた名刺に書いておくとかね。思い出せない時は、『最近どうですか？』なんて聴きながら、探っていますよ」

笑いを交えつつ、参考になる意見をたくさんいただいた。あらい氏に、会場の参加者男女1名ずつの似顔絵を、顔の特徴の捉え方を説明しながら書いていただき、よく似ているとの声が聞かれ、会場は拍手喝采。

村田氏「皆さんに、何が伝わったかわからないけど、私たちも埼玉をPRしていく上で、皆さんのお話をたくさん聞かせていただきたい。皆さんもお仕事大変だと思いますが、コロナ禍が終わったら、イベント等の触れ合える場所に来ていただいで、仲良くしていただけたらうれしいです」

あらい氏「話をするスペシャリストの方が、師匠に合わせたくれたことがありました。師匠が行っていることは、老人施設に行つて、老人の話をつた聞いていくこと。何度も同じ話を繰り返すこともあるけど、うんうんと聞いて、最後に辛い話の時は『辛かったですね』、素敵なお話の時は『ステキねえ』と一言伝えるだけ。話上手は聞き上手、聴く事が大事だと話のスペシャリストを目指している人達に教えている。私たちは話す方が多い仕事だけど、皆さんの仕事は聞く方が多いのかな。お年寄りの話がどんなに長くても最後まで聞いてくれる、聴いてもらえるだけで嬉しいんじゃないかな。クレームも最後まで聞くことが大事なかなと思う。うちの母親の話も訳わかんないことを長々言うけど、最後まで聞いてもらつてすっきりして帰つてくる。皆さんのストレスは大きいと思いますが、それを仕事にしている皆さんは、尊い仕事をしていると誇りに思つて、これからも仕事を続けていだければ、母親を預ける身としたらすごく安心です。そんな尊い仕事をしている皆さんを応援しています。最後に、私の朝のラジオ番組の合言葉、グットラックを「唱和下さい！」会場全員で、明るく『グッドラック！』とこ

ぶしを挙げ、全体研修終了となった。介護を外側から見ているお二人の貴重なご意見を伺い、コミュニケーションや出会い、ご縁を大切に、気持ちになれた研修であった。

令和4年度 第2回全体研修会

テーマ「年金制度概要と障害者支援事例を通して」

講師 金井社会保険労務士事務所 金井博一氏

さいたま与野社会保険労務士事務所 簡野照美氏

開催日時 令和4年6月18日(土) 14時00分～16時00分

開催方法 ZOOMでのリモート方式

第2回全体研修会は、ZOOMによるリモート方式で行い、35名が参加した。

はじめに、金井氏より年金制度の概要についてご説明をいただいた。

1. 公的年金の種類、現行の年金制度について
公的年金制度は社会保険方式を採用している。運営は「世代間扶養」の考え方で成り立っており、国庫負担と併せて現役世代の保険料で年金給付を支えるしくみになっている。

昔は神輿型、現在は騎馬戦型（3人で1人を支える）、近い将来は肩車型（1人で1人を支える）になると言われており、若い世代は不安に思い「国民年金に加入するのをやめよう」という声も聞こえてくるが、そのようには考えないで欲しい。国が国民の生活を保障するという考え方は今後も変わらない。仮に国民年金保険料の月額分を自分で積み立てるとしても、貯蓄よりずっと有利な保険なので、ぜひ加入して欲しい。



2. 2022年年金改正5大ポイント

- ① 繰り下げ受給の年齢が70歳から75歳に延長
- ② パート等短時間労働者は厚生年金の適用拡大
- ③ 在職老齢年金の減額基準が月47万円超に引き上げ
- ④ 働きながら年金もらう人は年金が毎年増加
- ⑤ iDeCoの加入は満64歳、受給は75歳まで拡大

・2022年改正の最大のポイントは①。年金受給開始年齢によって年金の増減額率が異なるので、何歳から受給すれば良いのかを考える際には「自分が何歳まで生きられるか?」「何歳まで働くか?」を考え、受給年齢を決めると良い。

・老齢年金を受け取るための最低加入期間は10年間。満額40年間なので、それ以上は増えない。

・受給請求手続きをしないと自動的に振り込まれないので注意が必要。

・50歳の誕生日を迎えると毎年「ねんきん定期便」が届くので、自分がいくもらえらるかを確認しておくといい。「ねんきんネット」HPでも確認可能。

・支払う保険料や受け取る年金は、毎年財政計算に基づいて金額が変わる。今年度は年金額が0%下がってしまった。

・iDeCoの加入はオススメ。拠出した額は全て住民税、所得税の控除となる。また、運用益も税金がかからないので「節税の王様」と言われている。

3. 遺族年金、傷病手当金について

遺族基礎年金と遺族厚生年金があり、亡くなった方の年金加入状況によって、いずれかまたは両方の年金が支給される。

傷病手当金は、会社員が病気やけがのため仕事に就けなかったときに支給される。加入中の健康保険組合に請求。

4. 障害年金について

障害年金は現役世代から受け取れる年金。障害年金を受給しても、65歳以降に受け取れる老齢年金の金額は変わらないので安心して欲しい。障害年金を受給するためには、3つの要件がある。病気やけがの初診日が65歳の誕生日以降の場合は、原則申請できない。また、申立書の記入や診断書の請求手続き等スムーズに行かず、何度も年金事務所に行くケースや、受給までに時間がかかってしまうケースが多いので、適正な障害年金を受けるためにも、社会保険労務士を頼って欲しい。

次に、簡野氏より、障害年金の請求方法や成年後見の就任ついて3つの事例を通してご説明をいただいた。

障害年金請求時に必要な書類の様式を実際にスライドで見ることができ、記入項目が細かく分かり難いことが実感できた。通常は、申請書類が受理されてから約3ヶ月後に受給開始となるが、本人や家族が手続きを行い遅延するようであれば、社会保険労務士に依頼をした方が良くいとアドバイスをいただいた。

また、事例を通して、障害者手帳の交付申請、投資信託の解約手続き、民間保険の請求手続き等、成年後見人として社会保険労務士がさまざまな手続きを行っていることを知ることができた。

続いて、10分間のグループワークを行い、質問や気付いた点等を共有し、各グループから質問が寄せられた。



Q. 社会保険労務士に障害年金の請求手続きを依頼した場合は、いくらかかるのか？

A. 相場でいうと、着手金…約2万円。代行手数料…年金額2ヶ月分。

障害年金以外の年金手続きは、1〜2万円が一般的な報酬額。

Q. 財産が少ない方の費用負担は？

A. 後見人については、さいたま市は補助金制度があるので、費用については心配要らないが、自治体によって異なるので注意が必要。障害年金については、受給要件をクリアすれば受給できる可能性があるため、まずは年金事務所で年金記録を確認すると良い。

Q. 成年後見制度に繋ぐ時のタイミングについて教えて欲しい。

A. 初期の段階で任意後見制度があり、成年後見でも補助↓保佐↓成年後見と段階があるので「困ったな」と思った段階ですぐ連絡をいただき、相談に来てもらえれば良いと思う。相談は内容によって有料になるが、それほど高くはないので気軽に相談下さい。

まとめ

年金制度は内容が難しく、説明について行くのが精一杯だったので、再度資料を読み込み理解を深めようと思う。日頃、社会保険労務士がどのようなケースに関わり、どのような仕事をしているかが具体的に分かったので、今後の仕事に活かしたいと思う。



令和4年度 さいたま市介護支援専門員協会 【研修計画】

| 全体研修会 | 研修名 | 方法 | 定員 | 時間 | 内容 |
|----------|--|---------------------|------|-----|-------------------------------|
| 5月21日(土) | 第1回 モチベーション向上研修 演題 「綾太郎のいと、をかし。問答会」 | 会場およびZOOMでのハイブリット研修 | 100名 | 2時間 | あらい太郎氏、村田綾氏による講演 |
| 6月18日(土) | 第2回 年金制度の概要と障害者支援について | ZOOMでのリモート研修 | 50名 | 2時間 | 障害者保険、年金等の制度の専門家による講義 |
| 7月16日(土) | 第3回 行政合同医療入退院支援ルール周知研修 | 会場およびZOOMでのハイブリット研修 | 50名 | 2時間 | さいたま市入退院連携シートの説明、ロールプレイ等 |
| 10月頃 | 第4回 合同事例検討会 | 会場およびZOOMでのハイブリット研修 | 50名 | 3時間 | 施設、在宅の合同事例検討会 特定事業所向け研修兼ねる |
| 1月頃 | 第5回 事業継続化計画(BCP)研修 | 会場およびZOOMでのハイブリット研修 | 100名 | 4時間 | 戸田先生によるBCP作成研修 |
| 2月頃 | 第6回 施設ケアマネ研修 ケアマネジメント研修 | 会場およびZOOMでのハイブリット研修 | 50名 | 2時間 | 峯尾先生による施設CM向け研修 |

| 各区サロン活動 | サロン名 | 方法 | 定員 | 時間 | 内容 |
|---------|------------|------------------------|-------|-----|-----------------|
| 随時 | サロン・よろず相談会 | ZOOMでのリモート方式 又は会場研修 | 20名程度 | 1時間 | 各区で企画提案の交流会、相談会 |

さいたま市介護支援専門員協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、さいたま市介護支援専門員協会とする。

(目的)

第2条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員間のネットワーク化を図ることによ
り、介護支援業務の円滑な推進に資することを目
的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次
の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の専門的知識及び技術の向
上に関すること。
- (2) 介護支援専門員間のネットワークの構築に
関すること。
- (3) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必
要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 上記に掲げるものの他、目的を達成するた
めに必要なこと。

第2章 会員

(会員及び賛助会員)

第4条 本会は会員及び賛助会員（以下「会員等」
という。）をもって構成する。

- 2 会員は、次に掲げるものであつて第2条の目的
に賛同する者とする。
- (1) さいたま市に住所又は勤務先を有する介護

支援専門員実務研修受講試験合格者であつ
て、実務研修を終了している者。又は入会
年度内に実務研修を終了する見込みの者。
(2) その他本会が特に入会を認めた介護支援専
門員。

3 賛助会員は、次に掲げるものであつて第2条に
掲げる目的に賛同する者とする。

- (1) 企業・民間業者等の団体組織に属する個人
- (2) 学識経験者
- (3) その他本会が入会を認めた者

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、会費を添えて
入会申込書を事務局に提出し、役員会の承認を得
なければならない。

2 入会申込書による登録事項に変更があつた場合
には、事務局に書面により届け出をしなければな
らない。

(会費)

第6条 会員は会費を納入しなければならない。
2 会員の会費の額は、1人年額5,000円とす
る。但し、年度後期（10月1日以降）入会者は
2,500円とする。

3 賛助会員の会費の額は、1人年額5,000円
とする。但し、年度後期（10月1日以降）に入会
した場合についても同額とする。

4 会費の納入方法は、指定の口座振込みとする。
5 災害等の有事の場合など、やむを得ない事情に
より継続的な協会運営において支障があると執行
部会において判断された場合に限り、会長発令に
より会費の額の減額又は納入の見直しを行うもの
とする。

減額する会費額及び納入の見直しについては、
執行部会にて協議し、会員すべてに通知するもの
とする。

とする。

(退会)

第7条 会員の退会は、事務局に書面によりその旨
の申し出を行い届けなければならぬ。

2 会員が死亡したときは、退会したものとみな
す。

3 正当な理由がなく前条に規定する会費を1年以
上納入しなかつたとき。

(除名)

第8条 会員等が次の各号のいずれかに該当すると
きは、会長は役員会の協議を得て、本会から除名
することができる。但し、その場合には、当該会
員に対して弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の運営に著しい支障を与えた場合

(2) 本会の名誉を著しく傷つける行為、又は会
則及び 倫理に反する重大な行為のあつた場
合

(拠出金品の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員等が既に納入
した会費、その他拠出金は返還しない。

第3章 組織

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 事務局長 1人
- (4) 研修・ネットワーク推進委員長 1人
- (5) 広報委員長 1人
- (6) 事務局次長 1人
- (7) 研修ネットワーク推進副委員長 3人
- (8) 広報副委員長 1人

(9) 研修ネットワーク推進委員

① 在宅ケアマネ研修委員 10人以上

② 施設ケアマネ研修委員 2人

③ ネットワーク推進委員 4人以上

(10) 広報委員（広報誌・議事録・ホームページ担当） 4人以上

(11) 事務局（会員管理、会計、総務） 各1人

2 本会の役員は、総会において会員（賛助会員を含む）の中から選出された者とする。

3 会長は役員会にて選出され、総会で承認する。

4 副会長、事務局長、事務局次長、研修ネットワーク推進委員長、広報委員長、各副委員長並びに委員、事務局次長及び事務局担当を会長が指名し、総会で承認する。

5 監事は2人とし、総会において役員以外から選出する。

(職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。この場合において、職務を代行する副会長は、あらかじめ会長が指名するものとする。また、会の運営を円滑に遂行することを目的に、副会長2名は、運営・実務と事務・総務を分担しそれを統括する。

3 事務局長は、本会の事務統括者である副会長と協働し会員、会計、協会運営における事務・総務全般における運営業務を管理する。

4 役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。さらに、役員のうち、第10条1項の(1)から(8)については、執行部を組織して運営の中核となる。

5 研修ネットワーク推進委員長は、研修ネット

ワーク推進副委員長並びに、研修ネットワーク推進委員とともに、研修ネットワーク推進委員会を構成し、研修計画、研修会の開催、講師依頼の調整を行うほか、行政、各諸団体等の連携を図る。又、役員並びに協会会員等より研修会の希望があった場合、研修ネットワーク推進委員会にて協議の上、研修計画の調整及び把握に努めるとともにその運営業務を管理する。

6 広報委員長は、広報副委員長と広報委員会を構成し、協会の広報活動を行う。職務については①会議録の作成、②広報誌の発行、③ホームページ等を管理し、本会の運営・事務統括者である副会長と協働により、広報委員と協会の普及・PR活動に努める。

7 監事は、本会の会計及び業務の執行を監査する。

(任期)

第12条 役員の任期は、1年とする。但し後任役員

の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 役員が、転居や退職等のやむを得ない事情により役員を辞任した場合は、前任者の残任期間に限り、欠員となった役員を前任者又は役員の推薦を得て、会長が任命できるものとする。

(解任)

第13条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中であっても総会の評決により解任することができる。

(1) 心身の故障等のため職務の執行に耐えられないと認められるとき

(2) 役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(補助組織の設置等)

第14条 会長は、役員会の承認を得て、委員会、専門部会等の補助組織を設置することができる。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、さいたま市西区宝来86-

1 社会福祉法人欣彰会 敬寿園宝来ホーム内に置く。

(顧問)

第16条 本会に専門的な知識のサポートを目的に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員以外の者を充てることできる。

3 顧問は、学識経験者、保健・医療・福祉経験者等、本会の運営に指導・助言者として貢献することとして、役員会において役員の承認のもと決定する。

第4章 会議

(種別及び構成)

第17条 本会の会議は、総会及び執行部会並びに役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成し、役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会則の改正に関する事項

(4) その他、本会の円滑な運営に関する重要な事項

2 執行部会並びに役員会は、次の事項を協議執行する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会において議決した事項の執行に関すること

(3) その他、本会の円滑な運営に関する事項

(招集及び開催)

第19条 総会の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して文書をもって通知する。

3 通常総会は、毎年1回開催する。

4 臨時総会は、役員が必要と認めるとき、又は総会員の4分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

5 執行部会並びに役員会は、必要とき随時開催する。

(客足数及び議決条件)

第20条 会議は、総会においては会員、執行部会並びに役員会においてはそれぞれ2分の1以上の出席によって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。但し可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、予め通知された会議の付議事項について、書面をもって評決することができる。この場合は、前項の適用において出席したものとみなす。

第5章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年

の3月31日までとする。

(決算)

第23条 本会の収入は、毎年度、監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

第6章 個人情報保護に対する取扱い

(個人情報保護の取扱い)

第24条 本会は、会員の個人情報保護に対し、以下にあげる事項について、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も、第三者に対して個人情報の開示、提供又は漏洩のないよう適正かつ適切な取扱いを行なう。

(1) 会員個人の自宅の住所、電話番号、FAX番号等

(2) 会員からの申し出による所属事業所名及び住所、電話番号、FAX番号等

2 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供をしてはならない。

3 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も個人情報を私的な営業活動や営利目的に使用してはならない。

第7章 会則の変更及び委任

(会則の変更)

第25条 この会則を改正するときは、役員会の発議により、総会において議決しなければならない。ただし、緊急事態等におけるやむを得ない事情より、会則に則する協会の運営が困難と、会長が判

断された場合に限り、会長発令により執行部会にて特例会則(内則)を定め、会員への通知により執り行う。なお、特例会則(内則)の解除については、会長発令をもって会員へ通知する。

(委任)

第26条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行について必要な事項は、役員会の協議を経て、別に定める。

附則

1 この会則は、平成15年6月14日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

2 この会則の施行日以降、最初に選任された委員の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附則

1 この会則は、平成16年6月19日から施行し、平成16年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成17年6月18日から施行し、平成17年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成18年5月28日から施行し、平成18年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成21年5月23日から施行し、平成21年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成22年5月29日から施行し、平成22年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成23年5月28日から施行し、平

成23年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、平成24年5月26日から施行し、平成24年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、平成25年5月18日から施行し、平成25年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、平成26年5月17日から施行し、平成26年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、平成30年5月19日から施行し、平成30年4月1日から適用とする。

附 則

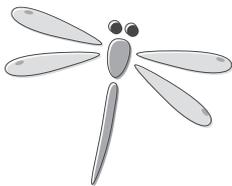
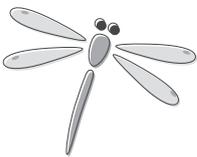
1 この会則は、令和元年5月18日から施行し、平成31年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、令和3年5月22日から施行し、令和3年4月1日から適用とする。



「お祭りと介護の仕事と私」 会員A

コロナ禍の生活が早くも2年が経ちました。未だに翻弄されながらの日々ではありますが、少しずつ変化もあるように感じています。

先日、地域のお神輿を神主さんに拝んでいただくという地元の神社にて、お手伝いをしてきました。実は、お祭りなどに目がなくコロナで騒がれる前は、神輿連に所属しお神輿を担いでいました。わが地域だけでなく近隣の地域にお手伝いで担ぎに行ったり・・・大宮駅周辺でのスパークカーニバルでも（ああ・・・懐かしい）夜勤明けで参加したり。そんなお世話になったお神輿を組み立てるところからのお手伝いに久しぶりで大興奮でした。

雑学的なお話になりますが、お神輿が地域を担いで回るのは、意味があり地域の神様がお祭りのときに神社から出て、偉大な力を振りまき、災厄や穢（けが）れを清めるからといわれています。また、激しく動かすのは、神様の霊威を高め豊作や大漁を願い、偉大な力を散布し神様の力をたくさん分けていただけるようにという説もあるとのことでした。掛け声の「ソイヤ」も漢字で書くと「素意成」となり、「素直な心をもって成りとする」という意味があるそうです。

またお飾りの一つひとつに意味があり組みひもの巻き方や昔から伝わる手法など・・・様々な事をベテランの担ぎ手の方や会長さんに教えていただきながら、貴重な機会をいただきました。

そんな中で、後継者問題の話題がたくさん出て

きました。お囃子（はやし）をしてくれる方々も高齢化が進み・・・自治会の重鎮たちも高齢化・・・大切な伝統を引き継ぐ人がいない。地域から人がいなくなってしまう。他の地域でもお神輿の担ぎ手が足りずにいろんなところからお手伝いを呼んでいる・・・わが地域もそうでした。大切な伝統を後世に繋げていきたいと陰ながら思いました。

ふと考えると、私の所属している事業所でも先輩方の年齢問題がちらほら。他の事業所さんのケアマネさんが引退するという話が耳に入ってきたり。引継ぎを受けることもあります。今まで大切に向き合ってきたケースに関わることになり、身の引き締まる思いで対応させていただいています。マネジメントの手法もある意味大切な伝統（言い過ぎかもしれませんが）といえるのでは？と感じました。

大先輩たちが今まで取り組まれてきた困難事例や様々な対応方法や解決への導き方を基に、自分のケースに当てはめ悩み相談し記録に残し次に繋げていく。たくさんのマニュアルやネット上にも情報はありますが、やはり先輩方から生の声として教えていただくのが一番勉強になります。私自身としては、試用期間5年でもお願いしてる身であり修行僧ですが、いつか・・・私が学んできたことをちゃんと次の人に引き継げるようになりたいと思いました。そして・・・私は祭りと介護の仕事が大好きなんだと書きながら痛感しました（笑）

あとがき

研修会資料について、研修会開催前にホームページへ掲載しています。今年度もホームページへ掲載していきますので、印刷、研修資料ご持参の上、研修会にご参加くださいますようお願いいたします。

令和4年度初回の広報誌は「会則」「年間事業計画」「役員名簿」を掲載させていただきました。

事務局

〒331-0074 埼玉県さいたま市西区宝来86-1

敬寿園宝来ホーム

連絡先 TEL 080-4750-4400 FAX 048-620-0601

ホームページ

<http://www.saitamashi-keamane.jp>

さいたま市介護支援専門員協会

検索